

【慶弔見舞金規程】

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大丸タクシー親睦会規約第4条に基づき、会員の慶弔金ならびに見舞金の給付に関する事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、会員資格を有する者に等しく適用する。

(種類)

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金（業務上・業務外）
- (4) 傷病見舞金（業務上）

(届出)

第4条 会員またはその家族が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受けようとする時は、その事実を証明する書類があれば提示し、その都度会社に申し出なければならない。

(重複不支給)

第5条 本規程による慶弔見舞金は、1家族2名以上勤務している者にかかる同一給付事由の場合、原則として重複して給付することはない。

(給付金の返還)

第6条 会員が虚偽の届出により本規程に定める給付金を受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。

(各種社会保険法との関係)

第7条 本規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法等による給付金に関わりなく給付する。

(特例の扱い)

第8条 慶弔見舞金について理事会が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

第2章 給付

(結婚祝金)

会員が入籍または挙式を執り行った場合・・・30,000円

(出産祝金)

会員に子度が生まれた場合・・・10,000円(一人当たり)

(弔慰金)

(1) 会員本人の死亡の場合・・・花代と100,000円

(2) 会員の家族死亡の場合

対象範囲は1親等までとする。

配偶者及び子・・・花代と20,000円

会員の両親・・・花代と10,000円

(供花等の扱い)

会員またはその家族が死亡した場合における供花料等の金額については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度理事会が審議して決定する。

(傷病見舞金)

会員が業務上の事由に基づく傷病により入院した場合

7日以上入院・・・・・・・・10,000円(退院後に給付)

手術をした場合・・・・・・・・10,000円(退院後に給付)

但し、その傷病の程度と事情により増額することがある。

(給付特例の扱い)

非会員の場合でも、親睦会の運営に尽力頂いている方は、理事会が適当と認めたときは、慶弔見舞金を給付する場合がある。

附 則

(実施日)

本規程は、2024年6月1日より実施する。

本規定に定めのない事案が発生した場合は、理事会が誠意を以て対応にあたる。

2024年6月1日

大丸タクシー親睦会会長 前田秀樹

改訂記録

改訂日	改訂内容
-----	------

